

令和4年度年度計画の変更届出について

1 要旨

令和4年度当初予算編成後に生じた、電気料金及びガス料金高騰等の状況変化に対応するため、地方独立行政法人法第40条第2項に基づき、積立金を充当することとし、令和4年度予算を補正する。これに合わせ、令和4年度年度計画（VI予算、収支計画及び資金計画）を変更する。

《参考；地独法第40条》

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りではない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3～6 (略)

2 補正内容（赤字予算）

(単位：百万円)

	中期計画区分	現計予算 (A)	補正額 (B)	補正後予算 (A+B)	補正事由
収 入	運営費交付金	3,960			
	自己収入	1,918			
	県広大	1,740			
	叡啓大	178			
	目的積立金取崩額	145			
	外部資金	144			
	補助金	394			
	収入計	6,561			
支 出	事業費	2,069	33	2,102	
	県広大	1,717	32	1,749	光熱費の増（一般管理費）
	叡啓大	352	1	353	光熱費の増（一般管理費）
	人件費	3,954			
	県広大	3,452			
	叡啓大	502			
	受託事業等	144			
	施設整備等	394			
支出計	6,561	33	6,594		

※特定運営費交付金を除く

※百万円未満を四捨五入処理しているため、合計額が一致しない場合がある。

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和4年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	3,959
学生納付金収入	1,750
診療センター収入	24
寄宿舍収入	35
その他の自己収入	108
目的積立金取崩	144
外部資金収入	143
補助金収入	394
計	6,560

区 分	金 額
支出	
人件費	3,953
一般管理費	781
教育研究経費	614
教育研究支援経費	545
学生支援経費	113
診療経費	10
寄宿舍経費	36
外部資金事業費(受託等分)	143
外部資金事業費(補助金分)	5
施設整備費	388
計	6,593

注1) 収入について、運営費交付金収入は、標準運営費交付金収入のみを計上しており、特定運営費交付金(退職手当・赴任旅費・授業料等減免等特定の経費に充当)収入は計上していない。

注2) 支出について、特定運営費交付金に係る支出は計上していない。

注3) 外部資金には、科学研究費補助金(間接経費を除く。)を含まない。

2 収支計画（令和4年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	6,187
経常費用	6,187
業務費	5,168
教育研究等経費	1,034
外部資金等経費	180
人件費	3,953
一般管理費	716
財務費用	5
雑損	0
減価償却費	297
臨時損失	0

区 分	金 額
収入の部	6,037
経常収益	6,037
運営費交付金収益	3,852
学生納付金収益	1,750
外部資金等収益	143
補助金等収益	36
資産見返運営費交付金戻入	106
資産見返物品受贈額戻入	15
財務収益	1
雑益	131
臨時利益	0
純利益	-149
目的積立金取崩額	112
総損失	-37

注1) 収支計画と予算との額の違いは、資産取得及び減価償却に係るものである。

注2) 総損失は、借入金で取得した資産にかかる見込収益額と減価償却費等関連費用見込額との差4百万円ならびに支出予算超過33百万円によるものである。

3 資金計画（令和4年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	11,793
業務活動による支出	5,880
投資活動による支出	5,707
財務活動による支出	205
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	11,460
業務活動による収入	6,170
学生納付金収入	1,750
外部資金収入	143
運営費交付金収入	3,959
雑収入	316
投資活動による収入	5,290
財務活動による収入	0

注）資金計画と予算との額の違いは、資金運用に係るものである。

Ⅶ 短期借入金の限度額

（1）短期借入金の限度

5億円

（2）想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし